

松江市事務分掌規則の一部を改正する規則

松江市事務分掌規則（平成 17 年松江市規則第 287 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（本庁組織） 第 3 条 部に次の課（市長公室、まつえ産業支援センター及び松江歴史館を含む。第 5 条表以外の部分及び同条の表市長公室の部第 2 号、第 6 条、第 7 条並びに第 10 条において同じ。）、室及び係（地域保健グループを含む。以下同じ。）を置く。 政策部～防災部 略 産業経済部 商工企画課～定住企業立地推進課 略 <u>GX 企業団地推進室</u> 農政課～水産振興課 略 観光部～都市整備部 略 2 前項に規定する市長公室は秘書課に所属し、ガス事業承継室は組織戦略課に所属し、建設工事監理室は契約検査課に所属し、<u>GX 企業団地推進室</u>は定住企業立地推進課に所属し、「八雲とセツが出会ったまち」ブランド戦略室は観光振興課に所属し、ジオパーク推進室は文化振興課に所属し、総合体育館整備室はスポーツ施設課に所属し、消費・生活相談室は市民生活相談課に所属し、マイナンバーカード交付室は市民課に所属し、予防接種室は健康推進課に所属し、施設整備推進室は環境施設課に所属し、まち	（本庁組織） 第 3 条 部に次の課（市長公室、まつえ産業支援センター及び松江歴史館を含む。第 5 条表以外の部分及び同条の表市長公室の部第 2 号、第 6 条、第 7 条並びに第 10 条において同じ。）、室及び係（地域保健グループを含む。以下同じ。）を置く。 政策部～防災部 略 産業経済部 商工企画課～定住企業立地推進課 略 <u>企業団地整備室</u> 農政課～水産振興課 略 観光部～都市整備部 略 2 前項に規定する市長公室は秘書課に所属し、ガス事業承継室は組織戦略課に所属し、建設工事監理室は契約検査課に所属し、<u>企業団地整備室</u>は定住企業立地推進課に所属し、「八雲とセツが出会ったまち」ブランド戦略室は観光振興課に所属し、ジオパーク推進室は文化振興課に所属し、総合体育館整備室はスポーツ施設課に所属し、消費・生活相談室は市民生活相談課に所属し、マイナンバーカード交付室は市民課に所属し、予防接種室は健康推進課に所属し、施設整備推進室は環境施設課に所属し、まち

づくり推進室は都市政策課に所属し、公共交通戦略室は交通政策課に所属し、道・緑・水辺相談室は建設総務課に所属する。 3～5 略 (本庁の分掌事務) 第5条 課及び室(出納室を含む。以下同じ。) 並びに係の分掌事務の細目は、次のとおりとする。 政策企画課～定住企業立地推進課 略 <u>GX 企業団地推進室</u> (1) <u>GX 企業団地</u>の整備に関すること。 (2) <u>GX 関連企業の立地に関すること。</u> 農政課～出納室 略	づくり推進室は都市政策課に所属し、公共交通戦略室は交通政策課に所属し、道・緑・水辺相談室は建設総務課に所属する。 3～5 略 (本庁の分掌事務) 第5条 課及び室(出納室を含む。以下同じ。) 並びに係の分掌事務の細目は、次のとおりとする。 政策企画課～定住企業立地推進課 略 <u>企業団地整備室</u> (1) <u>企業団地</u>の整備に関すること。 農政課～出納室 略
---	---

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和8年10月1日から施行する。
- (松江市職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)
- 松江市職員の給与に関する条例施行規則（平成17年松江市規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後				改正前			
別表第3(第56条、第69条関係)				別表第3(第56条、第69条関係)			
部局	職名	支給 区分	備考	部局	職名	支給 区分	備考
市長の 事務局	略	略	略	市長の 事務局	略	略	略
	本庁室長(課に置かれた室に限る。)政策企画官専門官	4種	本庁室長とは、市長公室長、ガス事業承継室長、建設工事監理室		本庁室長(課に置かれた室に限る。)政策企画官専門官	4種	本庁室長とは、市長公室長、ガス事業承継室長、建設工事監理室

	上席検査官		長、 <u>GX 企業団</u>		上席検査官		長、 <u>企業団地</u>
	保育指導官		<u>地推進室長</u> 、		保育指導官		<u>整備室長</u> 、
	所長		「八雲とセツ		所長		「八雲とセツ
	園長		が出会ったま		園長		が出会ったま
	場長		ち」ブランド		場長		ち」ブランド
	支所課長(地		戦略室長、ジ		支所課長(地		戦略室長、ジ
	域振興課長		オパーク推進		域振興課長		オパーク推進
	に限る。)		室長、総合体		に限る。)		室長、総合体
			育館整備室				育館整備室
			長、消費・生活				長、消費・生活
			相談室長、マ				相談室長、マ
			イナンバーカ				イナンバーカ
			ード交付室				ード交付室
			長、予防接種				長、予防接種
			室長、施設整				室長、施設整
			備推進室長、				備推進室長、
			公共交通戦略				公共交通戦略
			室長、道・緑・				室長、道・緑・
			水辺相談室長				水辺相談室長
			及びまちづく				及びまちづく
			り推進室長を				り推進室長を
			いう。				いう。
	略		略		略		略
	略		略		略		略

附 則

この規則は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。